

令和 7・8・9 年度に実施する船舶の修繕に関する技術審査について

令和 7 年 1 月 10 日

第十一管区海上保安本部
船舶技術部長 佐藤 滋之

次のとおり、技術審査申請を受付（公募）します。

1. 当該公募の概要

本件は、第十一管区海上保安本部が発注する船舶修繕の受注を希望する事業者（参加者）を公募するものです。

参加を希望する事業者は、所定の様式により申込みを行い、令和 7・8・9 年度に第十一管区海上保安本部が発注する船舶修繕を受注するために必要な要件を満たしているか否かの技術審査を受け、合格した場合は船舶修繕請負契約にかかる入札等に参加が可能となるものです。

2. 参加申込者の技術審査

（1）別表の「技術審査の区分」により審査を行います。

（2）定期公募による技術審査

令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）（以下、「新資格」という。）の審査時期にあわせ募集を行い、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」による技術審査を実施し、合否を決定します。

（3）定期公募以外の技術審査（以下、「随時審査」という。）

上記 2.（2）の審査時期に参加申込みができない事業者にあつては、次の定期公募までの期間において「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」に従い随時申込みを受付け、技術審査を実施し、合否を決定します。

3. 参加要件

（1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

（2）第十一管区海上保安本部長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 新資格において、「役務の提供等（船舶整備）」A, B, C, D等級のいずれかに格付けされ競争参加資格を有している者であること。

4. 技術審査の実施

技術審査を希望する事業者は、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査基準」に基づき、下記5. により配布する申請書及び審査に必要な資料等を提出場所の担当に提出すること。

5. 申請書の配布、提出場所及び受付期間

(1) 申請書の配布、提出場所

沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎
第十一管区海上保安本部船舶技術部 管理課（担当：知念）
電話 098-867-0118 内線 2313
※ 提出は持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(2) 受付期間

随時受付を行います。

6. 申請に必要な提出書類

(1) 技術審査申請書（船舶修繕）及び技術審査資料

(2) 国土交通省競争参加資格に関する書類

- ア 新資格を有する者は、「令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書」の写し
- イ 旧資格のみを有する者は、「平成 4.5.6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書」の写し及び新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類の写し
- ウ 旧資格を有しない者は、新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類の写し

(3) その他支出負担行為担当官が必要と認める書類

7. 申請手続き等に関する問い合わせ先

上記 5. (1) に同じ

8. その他

随時審査の場合、申請混雑の影響等のため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

別 表 技術審査の区分

技術審査の区分	船舶の区分	申請に必要な資格
巡視船Ⅰ類甲(鋼)A	ヘリコプター2機搭載型巡視船	A
	5500トン型巡視船	
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船	B
	3500トン型巡視船	
	3000トン型巡視船	
	2000トン型巡視船	
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(あそ型を除く)	B
巡視船Ⅰ類(軽合金)	1000トン型巡視船(あそ型に限る)	B
巡視船Ⅱ類(鋼)	500トン型巡視船	B
	350トン型巡視船(とから型を除く)	
	180トン型巡視船(しもじ型に限る)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(とから型に限る)	B
	180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ型を除く)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船	C
巡視船Ⅱ類(消防船)(鋼)	消防船	B
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	35m型巡視艇(まつなみに限る)	C
	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)	
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(まつなみを除く)	C
	30m型巡視艇(あそぎり型に限る)	
	23m型巡視艇	
	20m型巡視艇	
	18m型巡視艇	
特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼)	放射能調査艇	C
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	警備艇(はやてに限る)	C
測量船Ⅰ類(鋼)	大型測量船	B
測量船Ⅱ類(鋼)	中型測量船	C
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	27m型測量船	C
	20m型測量船	
	23m型灯台見回り船	
	17m型灯台見回り船	
	15m型灯台見回り船	
測量船Ⅲ類(軽合金)	10m型測量船	C
特殊警備救難艇 実習艇Ⅲ類(FRP)	警備艇(らいでんに限る)	C
	監視取締艇	
	A型実習艇	
	C型実習艇	

参考：「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」4. (6)「申請に必要な資格」が別表によることができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日 国官会第22号)第29条第2項及び第3項により技術審査を申請することができる。

なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。